

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者 住所
氏名 ⑩

誓 約 書

緊急通報サービスの利用に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 申請書等に記載した事項について、緊急通報装置に係る委託事業者、佐倉市八街市酒々井町消防組合へ情報提供することに同意し、また、必要に応じて、佐倉警察署、医療機関、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員、緊急連絡先に記載された者等の関係者へ情報提供することに異議を申し立てません。
- 2 緊急通報装置一式を適切な管理のもとに使用し、他の目的には使用しません。
- 3 費用負担について、市で決定した機器貸与に伴う負担額及び現場派遣員サービスを利用する場合はその負担額を、口座振替により実施事業者へ支払います。
- 4 緊急事態発生時において、施錠等により入室できない場合は、必要箇所を破壊して住宅内に入ることに承諾し、また、その破壊箇所の修復について、一切その責任を問いません。
- 5 私が設置対象者でなくなったとき又は緊急通報装置が不要となったときは、速やかにその届出を行うとともに、緊急通報装置一式を返還します。また、緊急通報装置が毀損又は滅失したときは、私と私の親族の責任においてその費用を負担します。
- 6 緊急通報装置を接続している状態において発生した次の損害について、佐倉市及び実施事業者に対し一切その責任を問いません。
 - （1）電話回線を提供する事業者に起因する損害
 - （2）モデム、ルーター等の通信設備の停電、故障、設定変更等で通信環境が変化した場合における、受信センターに信号を送信できないことによる損害
 - （3）電話回線の通信状態が混雑した場合の通信失敗や延滞による損害
- 7 上記1～6について、世帯員及び緊急連絡先に記載された者の同意を得た上で市へ申請書を提出します。